

○警視昇任選考考査実施要綱の全部改正について

(平成17年8月8日岩警第1077号警察本部長)

〔沿革〕平成24年12月岩警第1405号、27年7月第873号、28年12月第1240号改正

各 部 長
首 席 監 察 官
各 所 属 長

警視への昇任管理の適正と警視昇任者の資質の向上を図ることを目的として制定した警視昇任選考考査実施要綱（平成元年1月11日付け岩警発第25号）を別添のとおり全部改正し、平成17年8月8日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

警視昇任選考考査実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、岩手県警察職員の任用に関する訓令（昭和44年岩手県警察本部訓令第20号。以下「任用訓令」という。）第12条第5項、第13条第3項及び第14条の規定に基づき、警視昇任選考考査に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考考査の種別及び受考資格)

第2 警視昇任選考考査（以下「選考考査」という。）の種別及び受考資格は、次に掲げるとおりとする。

(1) 警視昇任選考一般考査（以下「一般考査」という。）

警部に8年以上在級し、かつ、岩手県警察職員の人事評価に関する訓令（平成28年岩手県警察本部訓令第22号。以下「人事評価訓令」という。）に規定する人事評価の総合評価の全体評語が、直近3年間において、C以上の評価で、かつ、B以上の評価が一以上の者

(2) 警視昇任選考特別考査（以下「特別考査」という。）

警部に6年以上在級し、かつ、年齢55歳以上の者であって、人事評価訓令に規定する人事評価の総合評価の全体評語が、直近3年間において、B以上の評価で、かつ、Aの評価が一以上の者

2 前項の受考資格の計算は、選考考査を実施する年度の4月1日を基準日とし、在級年数は、休職及び停職の期間を除く。

3 第1項の受考資格については、各年度において人事管理上特に必要と認める場合は、当該年度の特例を定めることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、選考考査を受考することができない。

(1) 選考考査を実施する日（以下「考査実施日」という。）から起算して、過去3年以内に懲戒処分及び本部長による訓戒処分（監督責任による場合を除く。）を受けている者

(2) 考査実施日において、岩手県警察職員の健康管理に関する訓令（平成27年岩手県警察本部訓令第7号。以下「健康管理訓令」という。）に規定する健康管理区分A（要休業）又はB（要軽業）に該当している者

(実施時期及び方法)

第3 選考考査は、原則として各年度に1回実施することとし、その実施時期は、その都度定める。

2 選考考査の方法は、次に掲げるとおりとし、実施については、その都度定める。

(1) 一般考査

論文考査、面接考査及び人事評価訓令に規定する人事評価

(2) 特別考査

面接考査及び人事評価訓令に規定する人事評価

(一般考査の受考手続)

第4 一般考査の受考を希望する者（以下「受考希望者」という。）は、選考考査の実施時期及び方法についての通知があった後、速やかにその旨所属長に申し出るものとする。

2 前項の申出を受けた所属長は、当該受考希望者が受考資格を有していることを確認の上、警視へ昇任できる資質があると認められる場合には、警視昇任選考一般（特別）考査推薦書（様式。以下「推薦書」という。）により、本部長に上申するものとする。

3 本部長は、前項により上申された者について、一般考査を実施する。

(特別考査の受考手続)

第5 昇任選抜考査及び昇任選考考査実施要領の制定について（平成14年9月25日付け岩警第1442号）の別添第5第1項に規定する各部の部昇任管理委員会（以下「部委員会」という。）は、選考考査の実施時期及び方法についての通知があった後、特別考査の受考資格を有し、かつ、当該部の所掌に係る実務能力及び勤務成績が特に優れ、昇任適格者としてふさわしい者を選定し、該当者がいる場合は、推薦書により、任用訓令第18条に規定する岩手県警察職員昇任管理委員会（以下「本部委員会」という。）に上申するものとする。

2 本部委員会は、前項により部委員会から上申された者の実務能力、勤務成績等を勘案し、昇任候補者を選定し、本部長に報告する。

3 本部長は、前項により報告された者について、特別考査を実施する。

(昇任予定者の決定)

第6 本部長は、選考考査の実施結果に基づき、昇任予定者を決定する。

2 前項により昇任予定者を決定したときは、昇任予定者の所属する所属長に通知するものとする。

(決定の取消)

第7 第6第1項により決定した昇任予定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、昇任させないことができる。

(1) 選考考査に際し、不正行為があったことが発覚した場合

(2) 懲戒処分及び本部長による訓戒処分（監督責任による場合を除く。）を受けることとなった場合

(3) 健康管理訓令に規定する健康管理区分A（要休業）又はB（要軽業）に該当し、職務の遂行が困難と認められた場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、警視の職に必要な適格性を欠くことが明らかとなった場合（補則）

第8 この要綱に定めるもののほか、選考考査の実施に関し必要な事項は、別に定める。

岩手県警察本部長 殿
（岩手県警察職員昇任管理委員会委員長）

所属長 印
（ 部昇任管理委員会委員長）

警視昇任選考一般（特別） 考査推薦書

次の者を、警視昇任選考一般（特別）考査の受考者として上申します。

所 属	階 級	職 名	氏 名		生 年 月 日						
					年 月 日 (歳)						
採用年月日	警部昇任年月日		現所属配置年月日		最終学歴						
年 月 日 (勤続 年 月)	年 月 日 (在級 年 月)		年 月 日 (在勤 年 月)		(年 月卒・中退)						
直近3年間の 人事評価	年		年		年						
勤務経歴・ 通算年月	階級 (昇任年月)	経験部門	総警 務務	生安 活全	地 域	刑 事	交 通	警 備	機 動 隊	そ の 他	計
	巡 査										
	巡査部長 (年 月)										
	警 部 補 (年 月)										
	警 部 (年 月)										
	計										
健康状態(管理区分)			()		出身地						
上位の職へ昇 任させること への評価及び 所見	(職員の実務能力、指揮管理能力、勤務意欲、将来性等具体的に記載すること。)										
評 価 者	年 月 日		(職名)		(氏名)		印				

- 備考1 考査の種別については、一般（一般考査）又は特別（特別考査）の区分により記載し、該当しない箇所は適宜削除すること。
- 勤続、在勤、経歴等の年月は、昇任選考考査実施年度の4月1日を基準日として記載すること。
 - 直近3年間の人事評価欄には、人事評価訓令に定める人事評価の総合評価におけるAからEまでの5段階評価の全体評語を記載すること。
 - 評価者は、一般考査にあつては所属長、特別考査にあつては部昇任管理委員会委員長とすること。

(その2)

評価項目		評価内容	評価 (該当する記号欄に○印で表示)			
			A	B	C	D
			優	良	普通	劣る
個人的能力	インパクト	良い第一印象を与え、自信ある態度を示し、自己を認識させる能力				
	イニシアチブ	受け身の立場に立つより、他に率先して働きかけ、グループの先頭に立つ				
	ストレス耐性	困難な状況下でも仕事をやりとげるだけの心の安定性				
	バイタリテイ	物事を完結させるまで問題と取り組む、または考え続ける傾向				
	自主独立性	欲望に基づいてでなく、自分の信念に基づいて行動する傾向				
	関心の度合い	個人や組織内外のことについて幅広く深い興味と関心を持ち、それらにも積極的に関与しようとする意思を持つ				
対人関係能力	リーダーシップ	個人又はグループに効果的に働きかけて課題達成の方向に導き、自分の考え方を個人又はグループに受け入れさせる能力				
	説得力	自分のアイディア、思考などを体系化し、確信ある態度で示す能力				
	柔軟性	目標達成のため、自分の態度やアプローチの仕方を修正適応していく能力				
	感受性	相手の求めていることを敏感に感じ取り、それに対して対応していく能力				
意思疎通能力	理解力	文章や口頭の指示あるいは話し合いの中から、要点を正しく早く把握する能力				
	対話力	個人活動の際も、グループ活動の際も、自分の考え方や事実を明確にかつ効果的に口頭で表現しうる能力				
	発表力	人前で効果的なスピーチやプレゼンテーションを行う能力				
	文章力	自分の考え方を構文上も正しく明確に文章で表現する能力				
業務処理能力	計画・組織力	自分自身の活動も、グループの活動も効果的に計画・組織化していく能力				
	マネジメント・コントロール	進行中の事柄が、計画に即して行われるよう、効果的にコントロールする能力				
	問題分析力	関連事実を追求し、問題の本質、原因を効果的に究明していく能力				
	創造力	問題解決に当たり、既知の事実、情報を組み合わせて解決方法を考える能力				
	判断力	・手元の事実に基づいて論理的結論に到達しうる能力 ・常に代替策の長短所を比較検討する傾向				
	決断力	意思決定、判断をきっぱりと下す行動傾向				
総合評価 (該当箇所を○印で囲む)		A ・ B ・ C ・ D				

備考 本評価に当たっては、客観性、公平性に留意の上、実質的な評価を行うこと。